大阪電気通信大学後援会規約

（昭和38年７月13日制定）
平成21年６月13日改正

（名　称）

第１条　本会は大阪電気通信大学後援会と称する。

（目　的）

第２条　本会は大阪電気通信大学、同大学院博士課程（前期）（以下「大学」という。）と家庭との連絡を密にし、教学の使命達成に協力するとともに大学の発展向上に寄与することを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

⑴　学生の福利厚生に対する援助

⑵　学生の就職に対する協力援助

⑶　教育上必要な施設及び研究に対する援助

⑷　教育上必要な家庭との連絡

⑸　その他、本会に必要と認めた事業

２　前項の援助に関する必要事項は別に定める。

第４条　本会は事務局を大阪電気通信大学内におく。

２　本会の事務処理は大学事務局に委嘱することができる。

（支　部）

第５条　本会に支部をおくことができる。

２　支部についての細則は別に定める。

（会　員）

第６条　本会の会員は次のとおりとする。

⑴　正会員　　大学に在籍する学生の保証人

⑵　特別会員　本会の趣旨に賛同し、これに協力援助を希望する者

（役　員）

第７条　本会に次の役員をおく。

会長１名、副会長２名、会計１名、常任幹事１名、幹事及び学内幹事（大学の教職員の中から選任される役員をいう。）若干名、会計監査２名

（役員の選任）

第８条　本会の役員は総会において選任する。ただし、常任幹事及び学内幹事は、次項に定めるところによる。

２　学内幹事は、学部長、学生部長、就職部長、大学院代表、四條畷事務部長、事務局次長、四條畷事務次長、学生部次長、就職部次長、入試部次長、庶務課長及び会長が委嘱する教職員とする。

３　常任幹事は、大学事務局長に委嘱する。

（役員の任期）

第９条　本会の役員の任期は１年とし、留任を妨げない。

（役員の職務）

第10条　役員の職務は次のとおりとする。

⑴　会長は本会を代表し、会務を総括する。

⑵　副会長は会長を補佐し、会長不在若しくは事故あるときはその職務を代行する。

⑶　常任幹事は会長の委任を受けて、本会の事業の企画立案並びに運営にあたる。

⑷　幹事及び学内幹事は本会の運営その他、会務推進について意見を具申する。

⑸　会計は本会の会計事務を処理する。

⑹　会計監査は本会の会計を監査する。

（顧　問）

第11条　本会は必要に応じて顧問をおくことができる。

２　顧問は役員会において選任し、総会において承認を受けるものとする。

（総　会）

第12条　定期総会は、年１回開催し、会長が議長となり事業計画、予算、決算、役員の選任及びその他必要事項についての承認を受けるものとする。

２　会長が必要と認めたとき、又は会員の５分の１以上の請求があったときは、臨時総会を開くものとする。

（役員会）

第13条　役員会は必要に応じ随時開催し、事業計画の具体的推進について審議する。

（収　入）

第14条　本会の収入は、会費及びその他の寄付金をもって充当する。

２　大学各学部の会員の会費は入学時に20,000円を徴収する。

３　大学院の会員の会費は10,000円とし、入学時に徴収する。

４　大学各学部へ編入学した会員については編入学時に10,000円を徴収する。

（年　度）

第15条　本会の会計年度は４月１日に始まり翌年３月31日に終わるものとする

大阪電気通信大学後援会見舞金内規

（弔慰の場合）

１．会員または会員の配偶者が死亡した場合
　弔慰金　30,000円・榊１対・弔電（後援会名）

２．学生が死亡した場合
　弔慰金　30,000円・榊１対・弔電（後援会名）

３．大学の教職員および教職員の配偶者・父母・子女が死亡した場合
　弔電（後援会名）

（災害見舞の場合）

会員の住居（学校へ届出の現住所）等が災害のために損害を受けたとき，次の通り災害見舞金を贈る。

１．住居が全壊・全焼したとき　　30,000円

２．住居が半壊・半焼したとき　　20,000円

３．床上浸水したとき　　10,000円